旭川市まちづくり基本条例(仮称) 平成24年度 市民報告会 役割分担

役 割		氏 名	
	あいさつ	八重樫会長	
	司会(1名)		
	発表者(複数可)		
第			
-			
部			
	パソコン操作(1名)		
	受付, その他		

	ワークショップ	
第二部	もちづくり	

参考資料1

(第4回会議資料)

旭川市まちづくり基本条例(仮称)平成24年度 市民報告会 開催要領(案)

1 副題:あさっぴーと一緒に「もちづくり」で「まちづくり」を考えよう!

2 開催目的

平成24年度からまちづくり基本条例(仮称)に関する検討を本格化させたところであり、これまでの間、議論を重ね、市民検討会議では中間報告書、庁内ワーキンググループにおいては提言書という形で意見を取りまとめる予定である。

両会議における検討結果を広く市民に周知し、まちづくり基本条例策定に向けた気運 を一層高めていくことが重要であるため、報告会を次のとおり開催する。

3 日程

平成25年3月24日(日) 9:30~12:00

4 会 場

旭川市市民活動交流センター CoCoDe (ココデ) (旭川市宮前通東 0166-74-4151)

5 定 員

100名(予定) ※事前申込み、先着順、定員になり次第締め切る。

- 6 内容
 - ・市長及び市民検討会議会長からあいさつ
 - ・市民検討会議及び庁内ワーキンググループからの報告
 - ・餅つき・ワークショップ

【次第(案)】

9:00 受付開始・グループ分け

9:30 開会

9:35~ 9:45 市長あいさつ

9:45~ 9:55 八重樫会長あいさつ

10:00~10:20 市民検討会議報告

10:20~10:40 庁内ワーキンググループ

10:40~10:50 意見交換

10:50~11:00 休憩•準備

11:00~11:05 主旨説明

11:05~11:40 餅つき・ワークショップ

11:40~12:00 ワークショップまとめ

12:00 閉会

12:00~12:30 予備時間・撤収

13:00 撤収完了

7 ワークショップのねらい

- ・参加者が協力して、餅つきを行うことで、力を合わせて一つのことを行うことの 大変さ、重要さを学ぶ
- ・「餅つき」と「まちづくり」の共通点を話し合いながら、「まちづくりに大切なことは何か」「まちづくりは誰の仕事か」「まちづくりのルールは」といったことについて意見交換を行い、発表する。
- ・通常のフォーラム形式ではなく、集客力のある「餅つき」を行うことで、普段まちづくりに関わることの少ない子育て世代など、幅広い世代に「まちづくり基本条例」について知ってもらう。

8 参加対象

市民及び近郊の住民でまちづくりに関心のある方でワークショップに参加可能な方 ※幼児から小学6年生までは保護者同伴

9 参加料:無料

10 募集方法

- ・広報誌2月号等で参加者募集(受付期間:2月20日(水)~3月19日(火))
- ・各報道機関を通じて周知
- ・政策調整課ホームページに掲載

あさっぴーと

旭川市まちづくり基本条例(仮称) 平成24年度 市民報告会

「もちづくり」で「まちづくり」を考えよう!

「もちづくり」と「まちづくり」 ————— 言葉が似ているだけではなく,この2つには意外な共通点があります。

「まちづくり基本条例」検討状況の報告とともに、餅つき体験を楽しみながら、まちづくりについて一緒に考えましょう!

日時: 平成25年3月24日(日)

9:30~12:00

※9:00から受付開始

場所:旭川市市民活動交流センター

CoCoDe (ココデ)

(宮前通東 74-4151)

費用:無料

先着順

※小学生以下は保護者同伴

申込み期間は

2/20(水)~3/19(火)

もちもの

マイはし、エプロン、三角巾、おしぼり



市民主体のまちづくりを進めるため、 まちづくりの基本的な理念や仕組みな どを定める条例のことを、「まちづくり 基本条例(仮称)」といいます。 「まちづくりのルール」ともいえます。

【申込み方法】

①裏面の申込用紙に必要事項(代表者氏名,参加者氏名,住所,電話番号)を記入し,政策調整課まで

郵送,ファクシミリ,持参 いずれかの方法でお申込み

- ②電子メールに必要事項を記入し送信
- ③政策調整課までお電話 0166-25-5358

【お申込み先】〒070-8525

旭川市6条通9丁目 総合庁舎9階 旭川市 総合政策部 政策調整課

電 話: (0166) 25-5358 FAX: (0166) 23-8217

電子メール: seisakuchosei@city.asahikawa.hokkaido.ip

(宛先) 旭川市政策調整課 (FAX 23-8217)

平成24年度 まちづくり基本条例 市民報告会に参加します

代表者に〇	お名前	ふりがな	ご住所	電話番号

--- きりとりせん



当日のスケジュール

9:00 受付開始・グループ分け

9:30 開会

9:35 主催者あいさつ

10:00 市民検討会議から報告

10:30 市役所ワーキンググループから報告

11:00 休憩

第一部

第二部

11:05 説明

11:10 餅つき・ワークショップ

11:40 ワークショップまとめ

12:00 終了



「もちづくり」と 「まちづくり」って どこがにているの?

「まちづくり」」は だれの仕事?



「まちづくり」ってなに?

「まちづくり」の ルールは?

みんなで楽しく考えよう!!

市民報告会における報告内容(タタキ台)

【体裁】

- ・なるべくかんたんな言葉で分かりやすいものにする。
- ・写真なども入れる。

【内容】

- •検討状況の紹介
- ・会議で議論された内容を中心に、まちの特徴や目指す べきまちの方向性などについて説明

①表紙

②検討の様子

タウンウォッチング や会議の様子を紹 介

- ③まちの状況
- ・まちづくりの先進例 を紹介
- ・支所の取組を紹介

④まちの状況 このまちの特徴に ついて ⑤まちの未来

・〇〇〇なまちにしたい

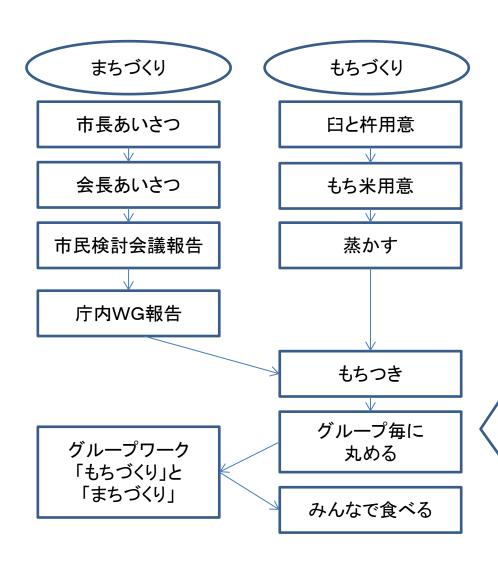
⑥基本的な方向性

「まちを育てる(条例)」とは

- ⑦そのために必要なこと
 - ・市民参加・協働の充実
 - ・地域コミュニティの活性化
 - ・市役所の機能強化 などが必要

⑧今後の予定

◎市民報告会 ~あさっぴーと一緒に「もちづくり」で「まちづくり」を考えよう!~ の流れ



「もちづくり」と「まちづくり」は似ているか?

もちになるまでは、まずもち米を栽培しなければならない。 そのためには非常に手間と時間がかかる。

これをまちづくりに例えるなら、もち米はまちづくりの基盤となるもの、いわば、これまで築いてきた地域の歴史や文化、市民や企業活動、人と人の関係も入るかもしれない。

もち米をどのように生かして「もちづくり」をするか。 臼と杵を探すところから始めなければいけないかもしれない。 もちをつく人, かえす人を探さなければならないかもしれない。

ついたもちを運ぶ人、丸める人、おしるこをつくる人というように分業できなければ、おいしいもちを食べることはできない。

1人でもちをついてもおいしくないし, そもそも大変 みんなで苦労しながら, 協力して楽しくもちをついてこそ, おいしく食べられる。

そして、もちを独り占めしない、手を洗うなど清潔にする、も ちつきをする時は声を掛け合う、といったルールも重要

まちづくりでも、1人1人が自分の役割を果たすこと、できることから始めること。困っている人、手伝う必要があれば進んで手伝うなど、ルールと役割分担が大切

もちつきもまちづくりもどうせなら楽しくやりたい。そのためには、自分たちは何ができるか考えよう! そして、まちづくりのために大切なルールとは何かを考えて みよう